

# さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の規定に基づく 市長が定める方法

(平成30年 3月27日告示第 428号)

[改正] 令和 4年11月 1日告示第1620号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）第49条の規定に基づき、市長が定める方法を次のように定める。

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第49条に規定する市長が定める方法は、アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）（環境省 水・大気環境局 大気環境課）及び日本産業規格K3850-1に定められた方法とする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。